

平成27年労第489号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、上下水道の水道工事に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、掘削された開口部の中にいる作業員にマンホールの部品を渡そうとしたところ、段差で滑って開口部の角に臀部を強打したという（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同月〇日、C病院に受診し「臀部打撲傷」と診断された。

その後請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「腰部脊柱管狭窄症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は本件災害によるものであるとして、平成〇年〇月〇日、監督署長に対し、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病は本件災害が原因であって、業務上の事由による傷病であると主張するので、以下検討する。

(2) 本件傷病についての請求人の療養経過をみると、請求人は、本件災害発生の6日後の平成〇年〇月〇日、C病院に受診し「臀部打撲症」と診断されているが、レセプトによると画像診断のみで処方箋は出されておらず、受診はこの1日のみである。

請求人自身も「臀部を痛めたときに病院にかかったのはその1日だけです。痛みはずっと続いていましたが、耐えられない痛みではなかったので、病院へは行きませんでした。」と述べている。

E 常務取締役の面談録取書及びF 代表取締役の面談録取書によれば、請求人は、本件災害後も作業を続けており、その後休業もしていない。

そして、請求人が平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診するまでの間、本件傷病にかかる医療機関への受診は、本件一件記録から認められない。

(3) G 医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、本件災害と本件傷病との因果関係は不明である旨述べており、H 医師は、平成〇年〇月〇日、審査官との面談において、「請求人の脊柱管狭窄症は、加齢によるものであり、時間的経過からも、平成〇年〇月〇日の負傷との因果関係はない。」と述べているところ、当審査会としても、上記請求人の療養経過等に鑑みると、H 医師の意見は妥当であると判断する。

(4) したがって、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、本件災害によ

る「臀部打撲症」は事実であると認められるが、本件災害と本件傷病との間に相当因果関係は認められず、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

- 3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。